

第18回 容量市場の在り方等に関する検討会 議事録

1. 開催状況

日時：平成30年2月6日（水） 14：00～16：00

場所：電力広域的運営推進機関 会議室A・会議室B・会議室C

出席者：

大山 力 座長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）
秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）
安念 潤司 委員（中央大学法科大学院 教授）
市村 拓斗 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）
岡本 浩 委員（東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長）
加藤 英彰 委員（電源開発株式会社 経営企画部長）
紀ノ岡 幸次 委員（関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室 エネルギー・環境企画部長）
竹廣 尚之 委員（株式会社エネット 経営企画部長）
竹股 邦治 委員（イーレックス株式会社 常務取締役）
中村 肇 委員（東京ガス株式会社 電力トレーディング部長）
沖野 仁史 委員代理（伊藤忠エネクス株式会社電力・ユーティリティ部門 電力需給運用課 課長）
林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）
圓尾 雅則 委員（SMB C日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）
山田 利之 委員（東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部 技術担当部長）
都築 直史 オブザーバー（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長）
木尾 修文 オブザーバー（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引制度企画室長）
太田 悠平 オブザーバー代理（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室 室長補佐）

欠席者：

秋池 玲子 委員（ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー & マネージング・ディレクター）
小宮山 涼一 委員（東京大学大学院工学系研究科 准教授）
野田 尚利 委員（伊藤忠エネクス株式会社 電力・ユーティリティ部門 部門長補佐兼統括部長）
林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）
下村 貴裕 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室長）

議題：

容量市場の情報公開・フォローアップ、支配的事業者への対応について

資料：

（資料1）議事次第
（資料2）委員名簿
（資料3）容量市場の情報公開・フォローアップ、支配的事業者への対応について

2. 議事

○ 事務局より、資料 3 に沿って、説明が行われた。

[主な議論]

(市村委員)

支配的事業者への対応で 3 点コメントする。

1 点目は、不当廉売という言葉が出てきて、表現ぶりの問題でもあるが、不当廉売というと電気の場合は可変費相当額を割るかどうか、一般的な不当廉売の独禁法の考え方かと思う。ここを下回るかが基本なので、不当廉売の表現自体は kW の文脈の中で適切ではないと思う。不当な安値のことと思うが、0 円で入札することもこの中で不当性があるのかは、必ずしもそうではないと思う。どういうところが問題であるか、問題に対してどういった手当がされているか、kW 価値相当の対価の中に他の政策的な仕組みで得られているものを入れてこさせないことがポイントであり、何が問題かを明確にいただいた方が、混乱がないと思う。

2 点目、売り惜しみ対策について、参入ペナルティで見ていくことで異論はない。かつ、個別に設定することは、実態を見てやっていくしかない。1 つは理由なく参加しなかった時に、想定される例は、事業者の予見性を高める上でも例示があった方が、事業者にとって市場へ参加しやすくなり、適切な行動が期待できると思う。

3 点目、高値入札の対策のところ。私自身は、入札に際して既設上限価格を別途設定するかが 1 つ論点と思うが、結論としては不要ではないかと思っている。支払額の違いはあるが、容量価格は同じであり、新設・既設同様の Net CONE で上限価格を設定していることもあり、既設の入札に上限価格を設定することは、現状の考え方とは整合しないのではないかと思っている。仮にこれをやるとすると、もう一度 Net CONE の考え方も考えなければならなくなる。高値入札そのものが悪いのかは、少し考えた方が良いと思う。容量市場は、スポット市場のように支配的事業者に限界費用での入札が求められている訳ではないと理解している。いわゆる限界固定費による入札が求められていない。上限価格の範囲内で入札をどうするかは、基本的には支配的事業者であってもなくても自由が原則ではないか。何らかの市場価格操作の意図をもって行う事が問題だということだと思うが、その意図をどのような事実から認定するのか。スポット市場と違って、基本的に 1 年に 1 回のオークションであるところなど、こういった制度を前提として、こういった高値入札が問題なのかというところは整理が必要。私としては、高値入札に対する事前の措置は現在の内容で十分であると思っているし、仮にこれまでの制度設計を前提として問題となる高値入札があるとすれば、参入ペナルティや指導勧告を行うなど事後的に対応していくことだと考えている。

(中村委員)

小売電気事業者の視点で 2 点コメントする。

1 点目は、情報公開について、素朴な意見として、小売電気事業者としては費用を負担している訳であり、電源が落札されたかどうかの情報は開示するのが自然と思う。また、開示を原則とすることで売惜しみへの抑止力の効果も期待できる。仮に全ての情報の開示は難しいとなったとしても、電源差し替えなどの特殊な事情に関しては公表いただきたい。

2 点目は、高値入札の対策について、日本の連系線の容量は小さく、エリア内での市場支配力行使の懸念はぬぐえない。容量拠出金の配賦方法についても、電源を保有していない小売電気事業者は、約定価格が高くなるほど費用負担は大きくなる一方で、発電一体の支配的事業者は約定価格が高くなっても費用負担を相殺できる傾向が強いため、約定価格を高くするインセンティブが生じる。支配的事業者による高値入札への対策が十分とは言えない状況であり、小売電気事業者としては不安が残る。諸外国の例にならって、支配的事業者への既設電源を対象とした入札上限価格の設定をご検討いただきたい。

(松村委員)

まず、とても申し訳ないが、市村委員のご発言はかなりの部分、私の認識と全く違っているため、その点を確認させていただきたい。法律家に対してこのコメントはとても不遜な気がするが、第一に私の理解では、不当廉売は可変費用を下回って売る事ではないと理解している。それは、一般法としての独禁法を運用するとき、可変費用を上回っている価格で売っているときは不当廉売ではない可能性がかなり高い。あるいは、可変費用を下回っているとすれば、かなり不当廉売の可能性があると、1つの合理的な基準としてある事は認める。一般法として確かにそういう運用が広くなされていることは理解するが、それは定義ではない。不当廉売としてここで心配していることは、容量市場の価格を低くして新規投資のインセンティブを低め、その後に市場を支配してしまおうという行動であり、それが絶対にあり得ないことはない。その場合には運転時の可変費用はあまり関係ない。もちろん固定費用を回収するのであるが、この場合には不当廉売と関係ない、とまでは言えないと思う。

ただ、そう言っておきながら、逆の事を言って申し訳ないが、市村委員のご懸念は共有する。この市場で不当廉売は絶対にあり得ないとは言えないが、重要な事項として考えなければならないのかということ。つまり、電源の参入を阻止するためわざわざ容量価格が低くなるように大量に設備を自分で作って供給することはありそうなことなのか。あまりありそうでなく、これについて懸念はあるけれど、自然体ではほとんど引っかからないということかと思う。実際問題として、たとえ容量市場の価格がゼロ円になろうとも動かすつもりである電源をゼロ円で出すことは非常に自然な行動であり、そのことは不当廉売ではない。そのため、不当廉売に引っかかる様な事はほぼないと思う。

次に、スポット市場ではコストベースでの監視、限界費用で出せという監視が行われているが、容量市場はコストと無関係に支配的事業者でも自由に値付けして良いということを一いつ合意したのか。そのような主張は理解しかねる。容量市場におけるコストベースという考え方はスポット市場と大きく違う。例えば老朽化した火力を出すときに、容量市場でこれだけお金をもらえなければコストが回収できないので廃止するという類のコスト、コストベースで考えてこれだけ最低限必要という価格で応札する事は正にコストベースという事であり、そういうことが特に価格支配力を持っている支配的事業者に求められていると思っている。したがって、明確にどれが不当だという事は難しい。実際に維持することにどれだけの費用が掛かるのか、他の市場でどれだけ収入が入ってくるのかを見ることは難しいが、その中でも全く説明がつかないような水準についてはちゃんと監視いただきたいし、支配的事業者について見るという基本的姿勢は維持していただきたい。ただ、そのやり方として既設電源に上限価格を設定することの筋が良いのかはわからない。老朽化した火力を畳むかどうかという時に、それなりのお金をもらえないと畳むことがあり得るのに、上限価格があれば、老朽化した火力をさっさと畳むことの口実にされかねない。既設に上限価格を設定することが本当に良いのかは若干微妙である。ただ、仮に上限価格を設定するにしても、全ての既設電源に対するものではなく、老朽化した火力でそれなりの値段をもらえなければ畳むという様な場合は例外的に規制から外れるという格好にするか、または初めから設けないのかは議論の余地があるが、リジットに上限価格をかけるとむしろ価格を高くする可能性があることを考えた上で、既設上限価格の設定の可否を考える必要があると思う。

次に、市場支配力、価格支配力の行使について、持っている電源を出さないということが一番分かり易い。これに関してはペナルティだとかを整理し対処していくことはとても重要な事ではあると思うが、私がそれよりも恐れており、もっと普通に現れると思っているものは、持っている電源を出さないという格好で価格を吊り上げるのではなく、老朽化した火力、本来動かすことが合理的な火力をさっさと畳んでしまうことで価格を吊り上げるという行為。老朽火力を畳むことが合理的な経済行動である可能性がかなりあるため、その行動を見て、安易に支配力を行使したまじい行動であると決め付けることはできないと思うが、そういう格好で価格支配力の行使が行われ得ると認識したうえで、これに対する監視はちゃんとする事はとても重要。

しつこいようだが、原則としてダメということはとても難しいという事は十分わかるが、しっかり監視することは重要

だと思っている。それが最終的にペナルティという格好になるのか、公表という格好になるのか、色々な手段があると思うが、市場支配力の行使の監視には、老朽化した火力を安直に畳んでいないかということも監視することも含まれている事を是非確認させていただきたい。

(佐藤事務局長)

委員からご意見を頂いたため、それらに回答する。

まず、中村委員がおっしゃった情報公開の在り方は、確かにできるだけ行った方が良いという事もあり、正におっしゃったとおり、お金を払っている小売電気事業者の立場から、必要な情報開示についてこれがベストかどうかについて、是非、検討を頑張らせていただきたい。

松村委員からは非常にもっともなご意見を頂いたと思っている。上限価格の設定の方法、及び、既存電源の撤退に関して、もちろん、それは委員の方々と相談させていただき、掲示板であるとか、そういったもので危惧を払っているつもりであるが、それに関して、どのようにするか考えて、結論を鍋島室長、都築課長と相談して早急に出したいと思っている。

(市村委員)

先ほど松村委員からお話があったため、その点について、まず1つ目は言葉の問題であり、不当廉売とは実務的な感覚として、この表現自体がここだけに出てくことに違和感があっただけであり、先ほどの松村委員がおっしゃっていただいたことに特段の異論はない。そういった意味で申し上げたこととご理解いただきたいと思います。

その上で、高値入札のところ、この考え方を整理する必要があるということではないかと思っている。先ほどおっしゃっていただいたとおり、限界固定費のような形で、その価格で支配的事業者が出すべきとするならば、きちんとその考え方を示すべきであるし、上限価格が設定されていることの意味をどう考えるのかということもあるかと思うが、その上で何が不当な高値入札であるのか、経済合理的な行動原理の中で入札することは自由とっており、その上で何が不当な高値入札であるかを整理していくことかと思う。

(鍋島室長)

この市場支配力の行使については、監視の事でもあるので、監視等委員会ともご相談しながら検討していくことになるかと思うが、一般的な電力市場の監視ということ言えば、ストラクチャ・コンダクト・パフォーマンスモデルという1つの考え方が欧米では採用されていると認識している。

それは、まずストラクチャとして、マーケット構造として市場支配力を持っている事業者がいるかどうかを確認し、コンダクトという事でその入札行動を監視し、パフォーマンスという事でその結果を監視する。この3つの観点から監視していくのだと思っている。

そこで、我が国のストラクチャを考えた時、日本の容量市場が今後出来てきたときに、諸外国でもなかなかい程にシェアの高い発電事業者が存在するという事は、実際そうなのではないかと思う。このストラクチャを判断するときに Pivotal Test と呼ばれる、ある事業者が値札を変えることで市場価格に影響を及ぼすことができるかという観点のテストがある。その観点で言えば、日本の容量市場で言えば、かなりの事業者が市場支配力、あるいは価格操作の力を持ってしまう可能性はあるかと思う。そういう事もあり、どういう高値入札の対策を取るかは大事な事なのであろうと思う。

きちんと競争が行われることが、オークションという形式を採ることの前提になるかと思う。その時の基本的な考え方として、それぞれの事業者にとっての真実価格、本当に必要な価格で札入れをしていただくことが必要なのではないかと思う。その前提のもとでオークションのメカニズムは成り立つものと考えている。

英国の事例について、以前の調査に基づくものであり現在では正確ではないかもしれないが、英国では既設上限価格を設定しているものの、ほぼ半分の事例においてそれぞれの電源側に特別な事情があるとして、入札上限価格を上回る価格で入札していると認識している。この入札上限価格のコンセプトは、ある種の監視コストを下げるための措置であり、一定の価格より低い価格で入札したならば特段の監視はしない、入札上限価格よりも対価を必要とする場合は、きちんとある程度の妥当性を事前に説明いただいた上で札入れいただく。基本的に必要な価格は真実価格であるならば、それで札入れいただければ良いのであるが、監視コストを減らすためにある程度、事前に閾値のようなものを設けておき、それ以下のものについては自由に札入れいただく、こういったコンセプトで採用されているものと思っている。

(紀ノ岡委員)

まず、フォローアップ、それから支配的事業者への対応について、今回の事務局案に基本的に賛同したいと思う。その上で幾つか意見を申し上げる。

フォローアップについて、具体的な検証内容については今後という事になるが、検証内容の公表にあたり、資料の中でも言及いただいている様に、各社の個別情報が生で出ることにはないように工夫をしていただきたい。事例として挙げられている PJM の例を参考にして、工夫した情報の出し方という事を検討いただきたい。

2 点目、支配的事業者への対応について、先程から議論が出ていたが、市村委員のご意見、松村委員のご意見は一見対立している様であるが、私はそれほど、実態として変わりないと思っており、お二人の意見にはおおむね賛同させていただく。

まず、高値入札かどうかということ以前に入札価格が自由かどうかということについて。全く自由、あるいは自由でないという事は神学論争になって意味がないかと思う。自由ということはどう解釈するかということで、発電の簿価と維持費用、要するに純粋なコストで入札することを義務付けられているかと言えば、そうではないという意味において自由と言えると思っている。しかし、それは要するに利益を幾ら見込むか、利益を幾ら見込むという事はリスクをどう捉えるかという事業者の判断ということになるため、コストベースでの入札という様な、流石にそのような不自由はないと思っている。その意味では市村委員に賛同する訳であるが、他方で松村委員のおっしゃるとおり、入札価格を野放図に何でも認めてしまえば、価格を吊り上げることも当然起こり得る訳であり、そういった観点では、何が高値入札かという議論は必要かと思う。したがって、入札価格の設定が自由か不自由かという議論はないと思っている。

これに関連して既設に上限価格を設定するべきかどうかについて、色々、鍋島室長のおっしゃった様な観点もあろうかと思うが、基本的には現段階では、私としては市村委員のご意見、ならびに松村委員もおおむねご同意いただけるかと思っているが、既設上限価格は必要ないのではないかと考えている。そう思う理由として、資料のスライド 40、及び市村委員もご指摘されたが、基本的に既設新設を区別しないという考え方を踏襲し、Net CONE の上限価格、あるいは、評価年数 40 年という事が決まったという経緯があったと承知している。この点に関し、特に評価年数 40 年という事に関しては事業者として再三、懸念を申し上げたところであるが、しかし、この委員会の結論として新設既設を同等に扱うことを踏まえた上で評価年数を 40 年としたこと、最終的に私は賛同しないが受け入れたということと思っている。そういう経緯から、やはり、既設と新設を別として、既設のみに上限価格を設定することは、これまでの議論の経緯からかなり逸脱しているのではないかと考えており、既設の上限価格の設定はいかなるものかと考えている。

(岡本委員)

事務局の取り纏めに概ね賛成であるが、2 点、申し上げたいと思う。

1点目、フォローアップについて、概要は資料のスライド5にPDCAのサイクルの絵が書かれており、また、情報の公表のところ、資料のスライド18において需給状況についても、需給バランス評価の結果として合わせて公表していくという話であるが、ぜひ、供給力確保という全体の枠組みについてPDCAを回していただきたいと思っている。供給計画であったり、容量市場であったり、あるいは需給検証、信頼度評価、いろんな枠組みがあり、またある時には電源入札、特別オークションの実施等、色々なオプションも有り、それらが全体として上手くいっているか、直すべきところはないか、供給力確保という枠組みでのPDCAを回していただきたいと考えている。

もう1つは、先ほどからの市場支配力に関する議論と直接関係する意見ではないが、ネットワーク部門の立場として意見を申すが、例えば特定の電源に対し、入札にあたって事前規制を強くすると、なかなか入札自体が難しくなることがあるのではないかと、全体としてなるべく安価な供給力を確保させていただきたいと思っており、そのためにはできるだけ事前の段階で規制を掛け過ぎない方が良いのではないかとこの感触を持っている。

一方で、市場支配力についてはよく見ていく必要があるかと思っている。そのためには、市場競争の検証、情報公開とフォローアップのところでも事務局が説明されたとおり、PJMの例も検討されているが、例に挙げられたMonitoring Analyticsは、実は相当高い専門性を持っている。事務局からも説明があったとおり、元々、PJMの中にMarket Monitoring Unitという部門があり、そこで一定の機微情報を扱う、また、PJMに対して物を申していく立場として、PJMの中にこそあったものの一定の独立性を持った部門として存在していたが、それだけでは不足と考えたのか、彼らはスピンオフという形を選んだわけである。そのMonitoring Analyticsは非常に専門性をもってデータを蓄積して分析している。先ほどから皆様のお話のあったとおりであるとは思いますが、スポット市場や需給調整市場の場合は、正に目の前の需給に対してどうコンダクトするか、そのパフォーマンスはどうかといった分析となるが、容量市場はもう少し長期の視点が必要となり、色々な市場におけるパフォーマンスを総合した結果での入札であるし、その結果がパフォーマンスでもあるため、マーケット・モニタリング上、見なければならぬデータは非常に多岐にわたり、専門性も深くなるだろうと思っている。データを蓄積し、分析し続けることで、特異な入札行為とは何かはかなり分かるようになるかと思うし、逆にそれができるように専門性を確保する必要があるかと思っているため、PJMの例、及びその他の国の例を参考にさせていただき、できるだけ専門性の高い、シミュレーションを含めて、そういった能力を持った機能を備えていただくよう考えていただく必要がある。それは将来的に第三者的な立場で広域機関に検証結果をレポートすることもあり得るかと思っている。その検証の実効性を担保することは、結果として市場支配力にアプローチしていくために重要であると思っており、その辺をよく考えていただければと思う。

(竹廣委員)

相対契約の観点からの情報公開について、今回の説明では具体的なユニットIDの運用について触れられてはいないので、最終的には整理が必要と思っている。記載されている事業者名、ユニット単位の電源ID、約定量によって、懸念していた相対の契約先との交渉の場では、ある程度対等な状況で臨めるのかなと思う。一方、細部の話になるが、個別の電源ユニットが特定される電源名の公表により、どのような部分で問題になるのかが、まだはっきりしていない。決して、問題がある中で名前を公開して欲しいというわけではないが、容量対価をもらっている電源の名称を公表することで、具体的に何が問題になるのかがクリアになれば、個別電源が推定できないようにすることの必要性がスッキリするのではないかと考えている。

既設電源に対して上限価格を設定した方が良いのではないかと考えていたが、松村委員からの上限価格を設定することによる懸念の説明や、鍋島室長からの諸外国で上限価格を設定された意味合いの説明もあった。上限価格の設定が良いかどうかは置いておくと、一方で、新設・既設のkW価値を同等として市場設計をしてきたものの、ユニット単位で多数の電源を持っている事業者が、実行するかは別にして、価格操作をしやすい状

況にあることには変わりがなく、それに対する抑止力としては不十分なのではないか。これまでに整理された経過措置も、約定価格からの減額であり、約定価格が吊り上がることへの抑止力にはならない。あまり高くない価格水準がどこなのかという議論に尽きるかもしれないが、少なくとも監視をどのように行うかについては引き続き議論していただきたい。

新電力小売の立場からの意見として、容量市場では対価が発電事業者を支払われることになるが、発電と小売の一体的な支配的事業者が受け取る対価が、小売競争に投じられていないかという面での監視はお願いしたい。需要家の目線からも、容量市場の対価は中長期的な容量の確保に資するものであり、監視の在り方を引き続き検討をお願いしたい。

(竹股委員)

情報公開ではユニット ID など工夫されているが、佐藤事務局長から更に検討するとの説明があったので、できる範囲で検討を進めてほしい。

定期的な検証として、毎年を検証、5年後の包括的な検証があるが、Net CONE の算定における容量市場以外の収入の部分でエイヤとの印象を受けた。この検証で大きな違いがあるのであれば、迅速に適用できるように検討のポイントに入れてもらいたい。

(加藤委員)

情報公表について、関係者には落札結果へのアクセスを限定して認める、限定して認める内容として関係者は特定の電源等の落札結果を確認できるようにする、となっている。関係者、特定の電源はどこまでとなるのか。相対契約を締結している電源を特定の電源とするのか、これから契約交渉に入る候補先の電源も含まれるのか、解釈によっては広くとれてしまう。

容量市場での数年後の収入を当てにしてプロジェクトのキャッシュフローを立案して、ベンダーとの協議を進めている案件もある。情報公開を求められた特定の電源が容量市場で落札できなかったことが公開されてしまうと、数年後の容量市場での対価を当てにしていることが前提であるので、市場からの退出を余儀なくされる可能性もある。非常に重要な情報となる。その意味でも、情報の取り扱いについては議論させていただきたい。

検証結果の情報公開について、事務局提案に賛成する。あわせて、どのタイミングで検証結果が公表され、オークションが何月に行われ、その手前でオークションの前提条件がいつ開示されるのか、年間スケジュールを検討していただきたい。検証結果が公表されて、市場管理者が Net CONE や需要曲線の在り方を検討し、必要に応じて変更される。事業者は、その結果を踏まえて翌年度の入札作戦を立てることになる。第 1 回のオークションも迫ってきているので、年間のスケジュール感を早めに議論させていただきたい。

参入ペナルティについて、「基本的に個別に設定する(予め詳細には規定しない)」となっている。「予め詳細には規定しない」と記載するのはいかがなものかを感じる。予見性の意味では、一定の例示があった方が事業者としては動きやすいと考える。

(秋元委員)

1 点目は、議論があった高値入札の対策についてである。やはり、既設、新設の区別をしない、評価年数 40 年に設定したという経緯からも、既設の上限価格を設定しない方が良いかと、少なくとも今の段階では思っている。鍋島室長から発言があったように監視コストを下げる観点から既設の上限価格を設けるという選択肢もあるかとは思いますが、ただそもそも既設の上限価格を設定したところで影響があるのかと思う。また、松村委員がおっしゃったように逆効果もあるかもしれないため、今までの議論の経緯も踏まえ、高値入札の対策として既設電源の

上限価格は設定しない方が良いのではないかと思います。また、新設が毎年どの程度あるのかということ、新設も直ぐに既設に変わることをどう捉えるのかということもあるため、既設だけに上限価格を設けることに違和感がある。

2点目は、スライド 17 にて供給曲線にスムージング処理を施し公表するとの記載はあるが、具体的な供給曲線の設定の仕方についての情報があるのか教えて頂きたい。スライド 17 の図表を見ると供給曲線は二次曲線のように見受けられるが、二次項だけの場合、もし落札価格が決まれば一意に決まってしまうため、おそらく一次項があり、最小二乗法があって決めているのだと思う。ルールが決まっており、それに基づきどのような設定方法で丸めた供給曲線を作っているのかという具体的な情報があれば、特定されにくい有益な情報をどの程度公表しているのかという議論ができると思う。

⇒（事務局山田マネージャー）

今お答えできる情報を持ち合わせていない。

（山田委員）

一般送配電事業者として、1点だけコメントをさせて頂く。フォローアップの観点であるが、先ほど岡本委員からもご意見があったとおり、これまでも何度も申し上げさせて頂いている内容であるが、エリアの供給信頼度が損なわれない制度設計が重要だと思っている。今回頂いた容量市場の包括的な検証についても、別途創設される需給調整市場といった新たな制度の中でも供給力を効果的に確保できることが重要だと思っている。したがって検証の具体的な内容は今後検討されると思うが、安定供給の確保を前提とした他制度との関連を含めた検証の在り方を検討頂きたい。また、市場支配力行使に対するペナルティの在り方も供給力確保とのバランスにも配慮頂きながら、引き続き検討頂きたい。

（沖野委員代理）

スライド 6 の容量市場に求められる機能が効果的に働いているかについては、特に卸電力市場等の他の市場も踏まえて、本当に容量市場が機能しているかの検証をお願いしたい。

（佐藤事務局長）

いくつかご意見、ご質問が出たので大きいところを回答させて頂く。

紀ノ岡委員、秋元委員から、既設、新設を区別しないことを考えると、既設にだけ入札上限価格を設けるのがおかしいとご指摘を頂いたと思う。しかしながら、説明付けが違っていると考える。反対されているのは重々承知しているが、既設、新設は区別しないと言いつつも、既設は経過措置を設けたということ踏まえると全てが一緒ではない。松村委員がおっしゃったとおり、既設はエネルギー市場や需給調整市場からほとんど収入を得られないかもしれないが、固定費は相当高い可能性があるため、紀ノ岡委員が所属しているようなホールディングスの企画部門が発電部門に対し、容量市場から最低これだけの収入が得られなければ除却、あるいは長期停止を行わなければならないと伝えたいと思うが、それが明確に分からないため、既設の上限価格が設けられないと理解している。

竹廣委員からご指摘頂いた容量市場での収入を小売の営業時の値引き原資に使われては困るということは、他の場でも別途ご意見頂いているため、監視等委員会とも相談し、見解を示したいと思う。

また、竹股委員からご発言があった、容量市場の求められる機能の検証時に Net CONE の設定におけるエネルギー市場価格の検証を早急かつ、重点的に行って頂きたいということは、正にそのとおりと思う。

加藤委員がおっしゃったことで、1点私から質問させて頂きたい。落札しなかった電源が情報公表されてしまうと、ファイナンス等の問題となるという点に関しては、情報公表に関わらず金融機関には伝えなければならないと

いう点を考えると落札しなかった電源を公表するかしないは関係がないかと思う。その点について教えて頂きたい。

(加藤委員)

金融機関に黙っている訳にはいかないため、オークション結果を金融機関に伝えることになると思う。場合によってはデフォルトになる、あるいは市場退出がその数年前に決まりましたという話になるかもしれないという情報を、プロジェクトと関係のない、ステークホルダーでもない方々が結果的に得られるかもしれない。その企業にとってはそのような情報は機微情報であると思うが、相対契約を締結している関係者に加えて、これから契約を結ぼうと考えている段階の、現時点では関係性の薄い方までそのような機微情報を入手できることになる、幅が広がり過ぎではないかと思っている。

(紀ノ岡委員)

まず、佐藤事務局長のご指摘に関してコメントすると、新設・既設を区別しないという原則にも関わらず経過措置が設けられたと認識しているので、原則からの乖離はこの程度に留めていただきたい。

2 点目のご指摘については同意する。投資に対するディスインセンティブを与えないという点においては、新設であろうと、既設であろうと上限価格を設けないことが本来の姿だと思っている。しかしながら、少なくとも需要曲線においては Net CONE の 1.5 倍という上限価格を設定するという点は、色んなステークホルダーがいる中での妥協の産物と考えている。本来であれば、それすら不適切であると思っているが、そこは是とするという前提において、既設までも上限を設定するという提案であったので、反対した次第。その背景には、佐藤事務局長が言われたように、既設上限を設定してしまうと、電源投資へのディスインセンティブ、或は電源を廃止してしまうことを誘引する懸念があると考えているので、この点については同意する。

(鍋島室長)

問題の構造について、誤解があると思う。何故、既設に上限価格を設けるかという点と、支配力の監視に関係するからということだと思っている。市場支配力を持っている事業者は、色んな観点で判定の仕方があるが、新設の電源をたくさん持っていることは普通ないので、既設の電源をたくさん持っている事業者の入札行動を中心に監視するという点だ。監視コストを考えない、或は監視の仕方が色々あるということを見ると、1つの方法として、全部の電源を監視することもあるし、或は約定価格に影響する限界電源のみを監視するという両方の方法があるかと思う。

大きな判断の分かれ目としてあるのは、入札前に一定の市場支配力を持っている事業者の入札行動について、一定のルールを課すかどうかということである。容量市場は、スポット市場に比べて1回に動く金額が大きく、場合によっては日本の電気事業に関わるコストの1~2割の金額が動くので、札入れした後に市場支配力がある事業者が高く札を入れ過ぎたから約定価格が上がってしまったということが事後的に分かった時に、誰が、どう責任を取るのかという問題が発生すると思う。このような場合に、オークションをやり直すとか、色々なことを考え始めると、どうすれば良いのか分からないので、事前に入札価格に一定のルールを課すという方法なのか、或は全く自由にやるのかという考え方の違いではないかと思う。競争的な市場で、事前にルールを課さなくても問題がないと判断するなら良いが、日本のマーケット構造を見ると、約定価格に対して影響力を持つプレイヤーがいるかどうかは議論があるところだ。事前にルールを決めないということであれば、価格操作の可能な事業者がいる中で、事後監視をどうするかということも合わせて考える必要がある。事後監視をして、単なる注意で済むならば、約定価格を吊り上げることに對する抑止力としては弱すぎるし、結果として値段が高くなったら回復不能なことが起こってしまうということも含めて考えなければならぬ。トータルで考えると、事前に入札価格に一定のオーソライズを

してから入札するのか、事前にやらないならば事後監視なのか、或は上限価格に張り付くこともあり得るとして上限価格を作るのか、そういった対策が必要かと思う。

(松村委員)

新設と既設を区別しないという原則から上限価格を設けるのはおかしいという理屈は根本的におかしく到底受け入れられない。一方既設に上限価格を設けるのが非効率的だから反対だという考え方は理屈を含めて理解した。

今日、驚愕する発言があった。鍋島室長が懸念されたことが、本当に起こりかねないと思っているので監視は相当ちゃんとやって欲しいと思っているが、紀ノ岡委員は、コストベースではなくどれくらい利益を乗せるということも考えると言われた。利益が得られる価格という考え方は理解するが、電気事業者が小売の電気料金を決めるという話をしているのでなく、シングルプライスの市場で決まる価格のことを問題にしている、入札価格を問題にしている。利益を乗せることを考えて、それがあんまり酷かったら駄目だという発想の人がいることが明らかになった。もし、それが限界電源になっていて、利益が乗っていると、全ての容量の価格がその分吊り上がることになる。利益を取るなどとは言わないが、シングルプライスであるから、自分が低い価格に入れても高い価格になることはある。利益は、市場価格で決まって、市場メカニズムが働いた結果として費用を超える利潤を得ることはあり得るが、自分が予め利益を見込むという考え方で皆が入札し始め、それが限界電源に適用されるということになり、紀ノ岡委員の会社のような支配的事業者がそれをやるとすると、甚大な影響がある。実際に、そういう考え方の事業者がいることが明らかになったので、監視の必要性を再認識する必要がある。

(紀ノ岡委員)

利益を儲けと理解されているかもしれないが、利益はリスクに対する一定の備えであると考えているので、そこに一定の裕度があるのは当然然るべきだと思っている。コストで入札することは基本的にないと思っている。

(市村委員)

事前ルールの設定は、上限価格の設定だけなのかという点もあると思っていて、何が問題事例なのかということ整理して考え方を示した上で、事後監視に委ねるという方法もあり得るかと思う。監視コストを下げるという観点でこういったものを導入することは1つの合理的な考え方と思うが、それによって、容量市場の目的が達成できなかったり、既設の退出が進んでしまうと本末転倒なので、微妙なバランスだと思うが、監視コストと容量市場の目的を照らして、どうするのか考えなければならないと感じた。

(佐藤事務局長)

紀ノ岡委員の発言をサポートしているのか、していないのか分からないが発言させていただく。電源毎に相当色々な検討を行うということか。何が言いたいかというと、例えば、私が先ほど例で挙げたような、老朽化してほとんど動かないような火力はエネルギー市場や需給調整市場からはほとんど収入がないということであれば、収入が固定費だけで裕度も何もないということになる。ただし、先程の竹股委員の話ではないが、他の電源は確かにいまエネルギー市場でどれくらい収入が入るのかは去年と今年でも価格が相当違うので、一定の裕度はかなり考えなければならないので、相当丁寧に見てくれという事であるか。

(紀ノ岡委員)

佐藤事務局長が発言されたこともあるし、理論的に言えば松村委員のご発言のように限界電源よりコストが

低い電源は利益が得られるということはそのとおりだと考えている。

一方で、自分の電源が限界電源となったときは利益がゼロとなるので、それであればそこに一定の利益を乗せることは当然である。ただし、その利益とは単に儲けというものではなく、必要なコストをカバーする収入が未来永劫続くものではないので、そこに一定のリスクが存在するため、その備えとして利益を乗せるということである。

(鍋島室長)

入札上限価格の話について、英国の事例を詳しく調べたわけではないが、入札上限価格は既設電源が必要なコストで入札してはいけないという事ではなく、あくまでも監視コストを下げるためである。維持するのも辛くなっている電源や特別な事情がある場合は本当に必要な価格で入札できる制度だと考えている。

既設電源は、一定の価格以下でないと入札してはいけないというルールとして認識するものではない。その上で、限界電源や老朽電源があったときに、利益を乗せるかどうかということも、本来市場で行うものなので、自由に利益を上乗せして良いはずである。ただし、問題なのは市場支配力を持つ事業者が所有する全ての電源に対して一定の利益を上乗せするとその事業者の値段で価格は決まってしまうので、何らかのルールがないとその事業者の思うがままに価格が決まってしまうということで市場メカニズムが働かなくなるということである。もし、仮に 1 基だけ老朽電源があって利益がないと維持できないというものがあって、その 1 基だけ利益を上乗せした価格で入れて、新設電源との間で価格競争して競り勝ちましたということであれば、何の問題もないはずであるが、市場支配力を持っている疑いがある事業者が何のルールもないまま利益を自由に乗せて良いとなってしまうと、そういった疑念を持たれてしまうのでそこをどうするのかという問題なのではないか。

(市村委員)

私の説明が不十分だった気がするので、再度発言させていただく。上限価格について入札価格の妥当性を説明できれば上限価格以上の価格で入札して良いというところで、逆に懸念していたのは、妥当性を説明しなければならぬというコストをきちんと見ていくということだと思うが、そこにディスインセンティブがあって、それであれば廃止しようということに流れてしまわないかという懸念があると考えている。

(松村委員)

繰り返して申し訳ないが、私もとても懸念している。消費者はこの会議の議事録を気にもしていないと思うが、もしもともに読めば消費者は更に不安になったと思う。だからと言って悪いことをすると決めつけている訳ではないが、これで相当いい加減なモニタリングになるということであれば消費者に対するひどい裏切りになるのではないか。

そして、説明責任があると廃止を促すというロジックは理解できなかった。なぜなら、廃止する電源についても容量市場の価格を吊り上げるためにやっているのではないかということは当然確認し、説明してもらうことになるので、それで説明責任から逃れられるということは、少なくとも支配的事業者ではないのではないか。

一方で、確かにむやみやたらにそのコストを掛ければその分は最終的に消費者の負担となるので、このようなコストを無闇に大きくしないように、監視は重要だが、そのためのコストを下げることも十分に考えなければならないという指摘はもっとも。しかし私は入札しなかった電源についても説明責任から当然に逃れられるものではないと考えている。

(紀ノ岡委員)

廃止することに対して、かなり懸念を持たれているということは十分に理解している。ただし、松村委員と佐藤事務局長から、容量市場で収入を得られなければ維持できないので電源を廃止することになりかねないの

で、容量市場で上限価格を設定して収入を低くすることはよろしくないのではないかという趣旨のご発言があったかと思う。

このご発言について、半分は同意するが、例えば容量市場で収入を得られて何とか維持できる電源だとすると、リスクに関わってくる話として、その電源を何とか維持するくらいであれば廃止するという判断もあるのではないか。その時に何を説明すれば責任を果たしたと言えるのかを確認したい。私には説明せよと言われてもできない。

(佐藤事務局長)

地元自治体などに長期休止や廃止の時に説明すると思うので、説明できないことはないかと思うがいかがか。理由があるから廃止するという事ではないのか。廃止するかは自由かもしれないが、説明できないということはないのではないか。

(紀ノ岡委員)

地元等への説明と同様の対応ということであれば可能であり、それ以上を求められているものではないと理解した。

(鍋島室長)

紀ノ岡委員のご発言のとおり、リスクに対して利益がないといけないと思うが、松村委員の指摘もそうだとおもいますが、繰り返しになるが価格操作のように利益を全体に積んでしまうとマーケットメカニズムに反するという事ではないか。

(大山座長)

以上で本日の議事は終了する。

以上